

2012年7月12日
日 本 銀 行

「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、資産買入等の基金の着実な積み上げを通じて金融緩和を間断なく進めていく観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「資産買入等の基金運営基本要領」（平成22年10月28日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」（平成22年10月28日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成22年10月28日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成22年10月28日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 菅 野 (03-3277-2800)
福 田 (03-3277-3768)

「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 買入方式

(1) 利付国債

売買利回りの下限（以下「下限利回り」という。）を年 0.1%とし、買入対象先が売買利回りとして希望する利回りから下限利回りを差し引いて得た値（以下「売買希望利回較差」という。）を入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。

(2) 国庫短期証券

買入対象先が売買利回りとして希望する利回りを入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。

- 8. を横線のとおり改める。

8. 買入価格

(1) 利付国債

買入価格は、買入先が買入れを希望する利付国債および国庫短期証券の銘柄ごとに、下限利回りに 7. により決定した売買希望利回較差を加えて得た利回りに基づいて算出した価格とする。

(2) 国庫短期証券

買入価格は、買入先が買入れを希望する銘柄ごとに、7. により決定した売買利回りに基づいて算出した価格とする。

(附則)

この一部改正は、平成24年7月17日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 買入方式

(1) CP等

買入対象先が売買利回りとして希望する利回りを入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。

(2) 社債等

売買利回りの下限（以下「下限利回り」という。）を年0.1%とし、買入対象先が売買利回りとして希望する利回りから下限利回りを差し引いて得た値（以下「売買希望利回較差」という。）を入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。

○ 7. を横線のとおり改める。

7. 買入価格

(1) CP等

買入対象先が本行による買入れを希望する証券ごとに、6. に定める方式により決定した売買利回りに基づいて算出した価格とする。

(2) 社債等

買入対象先が本行による買入れを希望する証券ごとに、下限利回りに
6. に定める方式により決定した売買希望利回較差を加えて得た利回り
に基づいて算出した価格とする。

(附則)

この一部改正は、平成24年7月17日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーション基本
要領」 中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付期間

~~3か月程度~~または最長 6か月程度とする。

(附則)

この一部改正は、平成24年7月17日から実施する。